

別表3（第12条関係）
固定資産税の減免

区分	減免対象固定資産	減免額
1	生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する固定資産	全額
2	公益のため直接専用する固定資産で、次の各号のいずれかに該当するもの（有料で使用するものを除く。）	全額
	(1) 一定の地域において、専ら当該地域の公共の用に供する集会所、公民館その他これらに類する建物及びこれらの敷地	
	(2) 消防法（昭和23年法律第186号）第21条の規定により指定された消防水利の用に供する土地又は専ら消防の用に供する固定資産	
	(3) 地域住民のスポーツ振興を図るための用に供する土地	
	(4) その他町長が特に必要と認めるもの	
3	町の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた固定資産	全額
	(1) 災害、風水害等により被害を受けた土地で、次の各号の一に該当するもの	
	ア 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上のもの	
	イ の 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満のもの	
	ウ の 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満のもの	
	エ の 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満のもの	
	(2) 震災、風水害等により被害を受けた家屋又は償却資産（以下「家屋等」という。）で、次の各号の一に該当するもの	
	ア 全壊、流失、埋没等により家屋等の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの	
	イ 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とするもので当該家屋等の価格の10分の6以上の価値を減じたもの	
	ウ 屋根、外壁、内壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じたもので、当該家屋等の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたもの	
エ 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とするもので、当該家屋等の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたもの		
4	賦課期日前に国又は地方団体等を買収又は収用の契約が完了しているが所有権移転登記が完了していない固定資産（売買価格に公租公課が含まれているものを除く。）	全額
5	本町又は愛知県において指定された文化財（有料で使用するものを除く。）	全額
6	火災等により被害を受けた固定資産	区分3に定める減免額と同様の額
7	その他町長が特に必要と認める固定資産	町長が必要と認める額

備考

1 同一固定資産が2以上の区分に該当する場合には、該当する区分のうち最も減免額の大きい区分を適用する。

2 区分3又は区分6に該当する場合には、4月1日から翌年1月1日までに災害又は火災等（以下この号において「災害等」という。）が生じたときは当該災害等の日の属する年度において同日以後に納期限が到来するすべての納期に係る納付額を、1月2日から3月31日までに災害等が生じたときは当該災害等の日の属する年度及びその翌年度において同日以後に納期限が到来するすべての納期に係る納付額を減免額の算出基礎額とする。